

会 議 記 録			
会議の名称	議会議事委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 加藤 太郎
日 時	令和4年4月22日（金曜日）		開 議 午前10時00分 閉 議 午前10時39分
出席委員	◎木曾 ○西口 三上 平本 松山 藤本 菱田 <福井議長、山本副議長>		
執行機関 出席者			
事務局 出席者	井上事務局長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、小野主任		
傍 聴	可	市民0名	報道関係者0名 議員0名（-）

会 議 の 概 要

10:00

[木曾委員長 開議]
[事務局長 日程説明]

1 議会議事基本条例の検証及び見直しについて

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

2年前の検証では課題等を整理し、短期的なものの中長期的なものに区別しており、中長期的に課題があるものが残っている。スケジュールを確認していただき、前回課題が残った中長期的なものについて重点的に検証し、併せて、新たに短期的な課題についても会派でとりまとめていただきたい。それらを整理して検証に臨みたいと思っているが、このような方法で進めてよいか。

—全員了—

それでは事務局が説明した方法で検証を進めていくこととする。5月30日には定例会の招集告示があり、6月議会に入っていくことになるので、そのことも考慮して会派会議で検証を進めていただきたい。

<三上委員>

条例第3章以降で具体的な中身や取組について検証していくこととなるが、第1章と第2章については、条文の文言が十分であるかを検証することでよいか。例えば、第2章の第3条第5号は、議会が政策立案や施策を提言していくことについて、前回の検証で条文に入れさせていただいた。ここではそのような文言について評価し、意見を言わせていただくことでよいか確認したい。

<木曾委員長>

それでよいと思う。全ての条項の文言整理は必然的に出てくるが、個人的な意見ではなく、会派としての意見をしっかり集約していただきたい。

<松山委員>

前回の検証で残された中長期の課題等の資料は、いつ頃いただけるか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

今月中を目途にお示ししたい。

<木曾委員長>

事務局から提示される資料を参考にして会派で課題を整理し、十分検討いただきたい。5月27日までに各会派で取りまとめをお願いする。

2 令和4年亀岡市議会定例会6月議会における対応について

(1) 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

○教育長、教育委員のあいさつ

○職員紹介

○市民憲章の唱和

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

初めに委員長として案を出させていただくので、その中で検討願いたいと思う。教育長と教育委員のあいさつについては、我々も3月議会で任命同意しており、短時間で対応できると考えるので実施してはどうか。職員紹介については、人事異動があった部・課長が対象となるが、人の入れ替えで一時的に密になることが想定される。できれば新たな部長については自席で紹介いただき、課長については議場に来ずに各部長が自席で紹介いただき、職員の出入りをせずに実施してはどうか。市民憲章の唱和については、議場にいる全員が声を出して唱和することになるので、今回は見合わせてはどうかと思う。これら3点の提案について、皆さんから意見をいただきたい。

<松山委員>

委員長の提案でよい。

<平本委員>

委員長の提案でよい。

<三上委員>

特に異議はない。

<藤本委員>

市民憲章の唱和については、マスクをしてでもできるので、コロナの影響はないと思うが、まだ危険であると考えるのであれば見合わせてもよい。

<木曾委員長>

市民憲章の唱和については、理事者側も含めて全員が声を出すことになるので、今回は見送ったほうがよいと思う。また、各議会の一般質問初日に市民憲章を唱和することについても、その日が本当によいのか、議会の開会時に行うほうがよいのかなど、改めて検討したいと思っている。

<菱田委員>

教育長と教育委員のあいさつ、職員紹介については、委員長と同じ意見である。市民憲章の唱和については、演壇に立たれた議員だけが唱和して、ほかの者は声を出さずに目で追って黙読してはどうか。少しずつウィズコロナの体制をつくってもよいと思う。

<木曾委員長>

そのような形であれば問題ないと思う。全員が起立して行うのかなど議会全体の仕切りもあるので、議長と相談させていただきたい。ウィズコロナのことも含めて対応できる形で整理していきたい。

<藤本委員>

菱田委員がおっしゃったように、議員の代表のみが声を出して唱和し、ほかの議員や理事者は起立して黙読していただく形でよいと思う。

<木曾委員長>

ウィズコロナに関しては、これまで傍聴自粛の対応としているが、一定席を空けた形で傍聴に来ていただいてもよいようにしていかなければならない。片方ではするが片方ではできないとなれば、開かれた議会にはならない。このことも含めて正副議長と正副委員長で整理し、委員の皆さんに報告させていただいた上で、6月議会に臨みたいと思う。

<藤本委員>

本会議の傍聴に関しては、自粛を呼びかけた3月議会の一般質問に大勢の方が傍聴に来られていた。そのことについても正副議長と正副委員長で相談いただき、対応を決めていただきたい。

<木曾委員長>

整理させていただく。

<福井議長>

12月議会で一旦傍聴を緩めていたが、3月議会では傍聴自粛の取り決めをし直していたはずである。結果として大勢の方が傍聴に来られただけで、それであれば、今回議題として出していないが、もう一度傍聴を緩めることについて議会運営委員会で決定しなければならないと思う。今の状況で結論を出すことは厳しいので、6月議会では引き続き市民憲章の唱和をやめて、当然傍聴のことも含めてもう少し様子を見て、9月議会にはしっかり対応すると決めたほうがよい。傍聴の取扱いまで考えるのであれば、逆説的にそのようなこともある。傍聴に来られたことについては遺憾に思うが、あくまでも自粛であるので仕方がない。そのことは整理していただきたい。

<木曾委員長>

基本的に傍聴に関して注意喚起はできるが、拒否することはできない。市民憲章の唱和については、6月議会は引き続きやめてはどうかとあった。市民憲章の唱和や傍聴の取扱いなどについて、どの議会から対応するのも含めて正副議長と正副委員長で整理し、皆さんに提案させていただきたい。議長がおっしゃったように、一つずつ整理しながら次の段階に移っていくのがよいのではないかと。

<藤本委員>

議長の意見であるので参考にさせていただいたらよいと思うが、例えば、6月議会は議員一人だけが演題で市民憲章を唱和し、ほかの方は黙読する。9月議会はそのときの状況判断でよいと思う。

<木曾委員長>

それらの対応については、正副議長と正副委員長にお任せいただくことでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

正副議長と正副委員長で対応について協議し、その結果を皆さんにお示しをして了解いただきたいと思う。

3 その他

- (1) 産業建設常任委員会の行政視察について
- (2) 議会運営委員会の行政視察について

(3) エコ・オフィス推進期間（5月1日～10月31日）

(4) 今後の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

産業建設常任委員会が、5月11日から13日の予定で北海道旭川市と下川町へ行政視察を実施されると報告があったので承知願う。議会運営委員会の行政視察については、今は受入れを躊躇されている場合があるが、今後状況も変わってくると思うので、7月中下旬から8月中を目途として、ほかの委員会や会派の視察等と日程が重ならないように実施していきたいと考えている。事務局の説明では、愛媛県四国中央市と西条市について、議会改革、議会の機能強化が進んでおり、行政視察の候補地としてはどうかとあった。これから調整させていただき、日程等が決まれば委員の皆さんにお伝えしたい。エコ・オフィス推進期間、今後の委員会等の日程については、説明のとおりであるので、それぞれ周知願う。その他全体については、これらの内容で確認いただきたいがよいか。

—全員了—

散会 10:39